



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和 2 年10月13日火曜日 第148号外 1

◇ 目 次 ◇ 条 例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例.....	(人事課).....	1
愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	(財政課).....	1
愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(保健福祉課).....	2
愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例.....	(高校教育課).....	3
愛媛県暴力団排除条例の一部を改正する条例.....	(警察本部組織犯罪対策課).....	3

条 例

○愛媛県条例第39号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 2 年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年愛媛県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（知事等の損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第 3 条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 副知事、教育長、監査委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員又は公安委員会委員 _____ 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に 4 を乗じて得た額</p> <p>(3) 管理者、人事委員会委員、労働委員会委員、収用委員会委員、海区漁業調整委員会委員又は内水面漁場管理委員会委員 _____ 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に 2 を乗じて得た額</p> <p>(4)～(6) 省略</p>	<p>（知事等の損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第 3 条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 副知事、教育長、監査委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公安委員会委員又は海区漁業調整委員会委員 _____ 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に 4 を乗じて得た額</p> <p>(3) 管理者、人事委員会委員、労働委員会委員、収用委員会委員 _____ 又は内水面漁場管理委員会委員 _____ 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に 2 を乗じて得た額</p> <p>(4)～(6) 省略</p>

附 則

- この条例は、令和 2 年12月 1 日から施行する。
- 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第 2 項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会委員の県に対する損害を賠償する責任を免れさせる額については、改正後の知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○愛媛県条例第40号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 2 年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条 第4条、第7条関係）			別表（第2条 第4条、第7条関係）		
1～3 省略			1～3 省略		
4 農林水産関係事務手数料			4 農林水産関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～12 省略			1～12 省略		
13 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第4条第1項又は第3項の規定に基づく肥料の登録	肥料登録手数料	(1) 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第6号の肥料の登録 18,000円 (2) 省略	13 肥料取締法 （昭和25年法律第127号）第4条第1項又は第2項の規定に基づく肥料の登録	肥料登録手数料	(1) 肥料取締法 第4条第1項第6号の肥料の登録 18,000円 (2) 省略
14 肥料の品質の確保等に関する法律第12条第2項の規定に基づく肥料の登録の更新	肥料登録更新手数料	(1) 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第6号の肥料の登録の更新 3,600円 (2) 省略	14 肥料取締法 第12条第2項の規定に基づく肥料の登録の更新	肥料登録更新手数料	(1) 肥料取締法 第4条第1項第6号の肥料の登録の更新 3,600円 (2) 省略
15～61 省略			15～61 省略		
備考 省略			備考 省略		
5 土木関係事務手数料			5 土木関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～33の2 省略			1～33の2 省略		
33の3 建築基準法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率若しくは壁面の位置又は同条第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率若しくは壁面の位置又は建築物の高さの特例許可申請手数料	182,000円			
33の4 省略			33の3 省略		
33の5 省略			33の4 省略		
33の6 省略			33の5 省略		
33の7 省略			33の6 省略		
34～102 省略			34～102 省略		
備考 省略			備考 省略		
6 省略			6 省略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表4の表13の項及び14の項の改正規定は、令和2年12月1日から施行する。

○愛媛県条例第41号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市 町	事 務	市 町
1～17の2 省略		1～17の2 省略	
18 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(1)の2 省略 (1)の3 法第50条の2（ <u>法第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。</u> ）の規定に基づく名称等の変更等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務 (2)～(4) 省略	各市（中核市を除く。）	18 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(1)の2 省略 (1)の3 法第50条の2（ <u>法第54条の2第4項及び</u> 第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく名称等の変更等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務 (2)～(4) 省略	各市（中核市を除く。）
19～62 省略		19～62 省略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○**愛媛県条例第42号**

愛媛県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立学校設置条例の一部を改正する条例

愛媛県立学校設置条例（昭和39年愛媛県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表1（第2条、附則第2項関係）		別表1（第2条、附則第2項関係）	
学 校 名	位 置	学 校 名	位 置
省略		省略	
省略		<u>三間高等学校</u>	<u>宇和島市</u>
省略		省略	
省略		<u>津島高等学校</u>	<u>宇和島市</u>
省略		省略	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○**愛媛県条例第43号**

愛媛県暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県暴力団排除条例の一部を改正する条例

愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 暴力団の排除に関する基本的施策等（第6条 <u>第11条</u>）</p> <p>第3章 青少年の健全な育成を図るための措置（<u>第12条</u> <u>第16条</u>）</p> <p>第4章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等（<u>第17条</u> <u>第19条</u>）</p> <p>第5章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等（<u>第20条</u> <u>第21条</u>）</p> <p>第6章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置（<u>第22条</u> <u>第23条</u>）</p> <p>第7章 <u>特定事業者の講ずべき措置</u>（<u>第24条</u>）</p> <p>第8章 祭礼等からの暴力団の排除（<u>第25条</u>）</p> <p>第9章 <u>義務違反者に対する措置等</u>（<u>第26条</u> <u>第28条</u>）</p> <p>第10章 <u>雑則</u>（<u>第29条</u>）</p> <p>第11章 <u>罰則</u>（<u>第30条</u> <u>第31条</u>）</p> <p>附則 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>青少年 18歳未満の者をいう。</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>第6条 省略 （公の施設の利用における措置）</p> <p>第7条 <u>知事若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者は、県が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例等の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は当該利用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</u></p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p>第10条 省略</p> <p>第11条 省略</p> <p>第12条 省略 （青少年に対する禁止行為）</p> <p>第13条 <u>暴力団員は、正当な理由なく、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせてはならない。</u></p> <p>2 <u>暴力団員は、青少年を自己又は自己が所属する暴力団の支配下に置く目的で、当該青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>面会を要求すること。</u></p> <p>(2) <u>電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする。</u></p> <p>(3) <u>つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、又はこれらの場所に押し掛けること。</u></p> <p>3 前項第2号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれ</p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 暴力団の排除に関する基本的施策等（第6条 <u>第10条</u>）</p> <p>第3章 青少年の健全な育成を図るための措置（<u>第11条</u> <u>第12条</u>）</p> <p>第4章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等（<u>第13条</u> <u>第14条</u>）</p> <p>第5章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等（<u>第15条</u> _____）</p> <p>第6章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置（<u>第16条</u> <u>第17条</u>）</p> <p>第7章 <u>祭礼等からの暴力団の排除</u>（<u>第18条</u>）</p> <p>第8章 <u>義務違反者に対する措置等</u>（<u>第19条</u> <u>第21条</u>）</p> <p>第9章 <u>雑則</u>（<u>第22条</u>）</p> <p>第10章 <u>罰則</u>（<u>第23条</u> <u>第24条</u>）</p> <p>附則 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p>第10条 省略</p> <p>第11条 省略</p>

かに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

(1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

（禁止行為に対する中止命令等）

第14条 公安委員会は、前条第1項又は第2項の規定に違反する行為をした暴力団員に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による命令を警察署長に行わせることができる。

3 第1項の命令については、愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号）第3章の規定は、適用しない。

4 公安委員会は、前条第1項又は第2項の規定に違反する行為をした暴力団員が更に反復して他の青少年に対しても当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該暴力団員に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、当該行為を防止するために必要な事項を命ずることができる。

（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）

第15条 省略

2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であって、その開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより、同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が他の暴力団のものとして開設され、又は運営されることとなった場合は、この限りでない。

3 暴力団事務所は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域及び商業地域（これらの地域から第1項に規定する区域を除く。以下「住居地域等」という。）においては、これを開設し、又は運営してはならない。

4 前項の規定は、令和3年1月1日前から運営されている暴力団事務所及び同日以後に開設された暴力団事務所であって、その開設後に所在地が住居地域等に指定されたことにより、住居地域等において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が他の暴力団のものとして開設され、又は運営されることとなった場合は、この限りでない。

（暴力団事務所の開設及び運営に対する中止命令）

第16条 公安委員会は、前条第3項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されることとなったときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営の中止を命ずる

（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）

第12条 省略

2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であって、その開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより、同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

ことができる。

第17条 省略

第18条 省略

(自己又は他人の名義を利用させることの禁止)

第19条 何人も、情を知って、暴力団員に当該暴力団員が第21条の規定に違反することとなる自己又は他人の名義の利用をさせてはならない。

第5章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等

(利益の供与を受けることの禁止等)

第20条 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第17条第1項若しくは第2項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者がこれらの規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第17条第3項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

(他人の名義を利用することの禁止)

第21条 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。

第22条 省略

第23条 省略

第7章 特定事業者の講ずべき措置

第24条 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む者若しくはゴルフ場の営業を営む者又はこれらの事業を管理する者(以下「特定事業者」という。)は、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるこれらの事業に係る施設の利用に関する契約を締結してはならない。

2 特定事業者は、前項の施設の利用に関する約款、規約その他の定めにおいて、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

(1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる当該施設の利用をしてはならない旨

(2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる当該施設の利用をすることが判明した場合は、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨

3 前項第2号に規定する場合は、当該特定事業者は、速やかに、当該契約を解除するよう努めなければならない。

第8章 祭礼等からの暴力団の排除

第25条 省略

第9章 義務違反者に対する措置等

(調査及び立入検査等)

第26条 公安委員会は、第13条第1項若しくは第2項、第15条第3項、第17条第1項若しくは第2項、第19条、第20条第1項、第21条、第22条第2項、第23条第2項、第24条第1項又は前条第1項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、第13条第1項又は第15条第3項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、この条例の施行に

第13条 省略

第14条 省略

第5章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等

第15条 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第13条第1項若しくは第2項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第13条第3項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

第16条 省略

第17条 省略

第7章 祭礼等からの暴力団の排除

第18条 省略

第8章 義務違反者に対する措置等

(調査_____)

第19条 公安委員会は、第13条第1項若しくは第2項、第15条第1項、第16条第2項、第17条第2項

_____又は前条第1項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

必要な限度において、公安委員会規則で定めるところにより、その警察職員に、暴力団事務所に立ち入り、物件を検査させ、又はこれらの規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査等をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第27条 公安委員会は、第17条第1項若しくは第2項、第19条、第20条第1項、第21条、第22条第2項、第23条第2項、第24条第1項又は第25条第1項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第28条 公安委員会は、第26条第1項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、同条第2項の規定により立入検査等を受けるべき者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなくこれに従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 省略

第10章 雑則

第29条 省略

第11章 罰則

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者

(2) 第16条の規定による命令に違反した者

2 第14条第1項又は第4項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(勧告)

第20条 公安委員会は、第13条第1項若しくは第2項、第15条第1項、第16条第2項、第17条第2項又は第18条第1項 _____ の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第21条 公安委員会は、第19条 _____ の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき _____、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなくこれに従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 省略

第9章 雑則

第22条 省略

第10章 罰則

第23条 第12条の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第24条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下 _____ 同。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。